

# 身体拘束等適正化のための指針

## 1.理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

## 2.基本的な考え方

1) 当法人（事業所）内での共通理解と身体拘束の防止に努めます。

2) 緊急やむを得ない場合（3要素）

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3) 当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

①自傷、他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合

②屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等

③屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等

④クールダウンのための個室静養時（閉鎖的拘束）

## 3. 身体拘束等適正化に向けた体制

1) 委員会の設置および開催

虐待防止および身体拘束の適正化に関する委員会を一体的に設置・運営するものとして、虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を兼ねる）を設置し、年1回以上開催します。（※必要時は随時開催）

2) 研修の実施

定期的な教育や研修を、年2回以上行います。

新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施。

その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行います。

3) 記録の整備

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、やむを得ず身体拘束を行った場合は、必ず記録として残します。

#### 4. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

##### ①虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会を兼ねる）の開催

事例に関して、緊急やむを得ない場合の3要素（切迫性・非代替性・一時性）を満たしているかの確認、身体拘束の理由、方法、時間、期間等について協議します。

##### ②利用者本人および家族等に対する説明

身体拘束の内容、目的、拘束時間、期間、改善に向けた取り組み等を説明し、十分な理解が得られるように努め、利用者本人、家族（後見人）に同意を得ます。

##### ③記録

その様子や心身の状態、内容、やむを得なかった理由などを記録逐次検討します。

##### ④身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

#### 5.当該指針の閲覧について

当該指針は、利用者、家族、職員等が閲覧できるようにします。

#### 附 則

本指針は令和4年4月1日より施行する。